

権利擁護事業

市民の権利擁護について、相談窓口・支援等のワンストップ化を実施する組織として、平成25年4月に「総社市権利擁護センター」を設置し、困難事例等の支援方策について意思決定している。

アピールポイント!!

- 虐待対応（高齢者・障がい者・児童・DV）
困難性・多問題が重複している事案について、各担当機関との連携、横断的な対応・支援のコントロールタワーとしての役割を担う。
- 成年後見制度の利用支援
成年後見制度全般に関する利用相談、制度普及啓発のための研修等企画
市民後見人の養成・支援（社協として法人後見事業を実施）
- 賃貸住宅等への入居や入院の支援
様々な事情により、住まいを失った人への支援、及び病院等への入院、福祉施設等への入所時に必要な支援を行う。
- 犯罪被害者支援
犯罪被害者への支援に向けての相談、関係機関とのネットワークの構築、医療機関など専門的支援機関との連携、消費者被害に関する相談



見学場所

☆総社市権利擁護センター
（総社市社会福祉協議会に委託）

視察者からの声

- ☆先駆的な取り組みであり、本市でも設置していきたい（市議会議員）
- ☆虐待対応と成年後見支援を行う組織は多数あるが、入居支援と犯罪被害者支援まで加えた組織体系は全国的に珍しい。（弁護士）
- ☆センターに対して、市の組織が全面的に連携、ケース対応する体制が構築されている。（弁護士）

